

西条市健幸づくり推進パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、西条市が掲げるみんなで健幸をめぐらせ、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、第3次西条市健康づくり計画（令和7年3月策定）の目指す姿や目標の達成に資する取組を行う企業、商店、飲食店等の事業所、団体等（以下「事業所等」という。）を西条市健幸づくり推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）として登録し、その取組について広く情報発信するとともに、健幸づくりに関する市の施策を事業所等と協力して推進する西条市健幸づくり推進パートナー制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成部門)

第2条 推進パートナーとして登録できる部門は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める取組を行うものとする。

- (1) 健やかな生活習慣の定着と改善部門 次のアからオまでに掲げる内容に関する取組
 - ア 身体活動・運動
 - イ 栄養・食生活
 - ウ 休養・睡眠
 - エ 歯・口腔の健康
 - オ 嗜好品（飲酒・喫煙）
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進部門 次のアからエまでに掲げる内容に関する取組
 - ア 発症予防（がん検診・特定健診・歯科健診）
 - イ 発症予防（メタボリックシンドローム・フレイル）
 - ウ 重症化予防（循環器・糖尿病）
 - エ 重症化予防（がん）
- (3) 健康を支える保健・医療体制の充実部門 次のア及びイに掲げる内容に関する取組
 - ア 感染症対策の推進
 - イ 地域医療体制の充実
- (4) 環境を活かした健康づくり部門 次のア及びイに掲げる内容に関する取組
 - ア 都市環境や自然環境を活かした歩きたくなる、出かけたくなるまちづくり
 - イ 地域の食や農の環境を活かした健康づくり（食農連携）
- (5) ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくり部門 次のア及びイに掲げる内容に関する取組
 - ア 地域コミュニティにおけるつながり・居場所づくり

イ メンタルヘルスケア、心のサポーター、自殺対策の推進

(6) くらしやしごとを通じた健康づくり部門 次のア及びイに掲げる内容に関する取組

ア 健康づくり活動に主体的に取り組む企業・団体活動の推進

イ 健康経営の推進

2 事業所等は、複数の部門について、登録を受けることができる。

(制度内容)

第3条 本制度の内容は、次のとおりとする。

- (1) 推進パートナーの募集及び登録に関すること。
- (2) 推進パートナーに対する取組の継続的な支援に関すること。
- (3) 推進パートナー間の連携・ネットワーク形成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本制度の実施に必要な業務に関すること。

(登録資格)

第4条 推進パートナーとして登録を受けることができる事業所等は、営利・非営利は問わず、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす市内外の事業所等とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
 - (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
 - (5) 推進パートナーとしての取組（予定を含む。）の内容が自らの営利のみを目的としたものでないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、本制度の目的に照らし、市長が不適切であると判断した場合は登録しないことができる。

(登録)

第5条 推進パートナーとして登録を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、西条市健幸づくり推進パートナー登録申請書兼アクション宣言書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録資格確認事項（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、推進パートナーとして登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録したときは、速やかに申請者に、西条市健幸づく

り推進パートナー登録証（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 市長は、第4条第2項の規定により登録しないこととしたときは、速やかに、西条市健康づくり推進パートナー登録拒否通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 推進パートナーは、その名称、所在地、代表者の役職・氏名等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第8条 推進パートナーは、活動を継続することができなくなったときは、西条市健康づくり推進パートナー登録辞退届（様式第5号）を市長に届け出ることにより、登録を辞退することができる。

（取組の紹介及び周知）

第9条 市は、推進パートナー及びその取組を市のホームページ等に掲載し、推進パートナーの取組について広く周知に努めるものとする。

（市からの情報提供）

第10条 市は、推進パートナーの円滑な活動に資するため、推進パートナーに対し、健康づくりに関する情報を提供するものとする。

（推進パートナーの責務）

第11条 推進パートナーは、第1条の目的を実現するため、市の実施する健康づくりに関する各種施策の推進に関し、積極的に関与し、及び協力するとともに、市民や従業員等の健康づくりの機運を高めるよう努めなければならない。

- 2 推進パートナーは、西条市健康づくり推進パートナー取組報告書（様式第6号）により、毎年4月末日までに前年度の取組実績及び報告日の属する年度の取組予定等を市長に報告しなければならない。

（推進パートナーである旨の表示）

第12条 推進パートナーは、次に掲げる場合を除き、ホームページ、広告等に推進パートナーである旨を表示することができる。

- (1) 提供する商品又はサービスの品質を担保し、又は証明するものとして表示する場合
- (2) 募金活動と結び付けて表示する場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する場合
- (4) 表示の方法等が本制度の趣旨に反する場合

- 2 市長は、推進パートナーである旨の表示が前項の規定に反すると認めるときは、推進パートナーに対し改善を指導することができる。この場合において、改善が見られない場合は、表示を差し止めることができる。

- 3 前項の規定による表示の差止めにより、推進パートナーに損害が生じた場合、市

長はその責めを負わないものとする。

(キャッチフレーズ及びロゴマークの使用)

第13条 推進パートナーは、市が定める健康づくりのキャッチフレーズ及びロゴマーク（以下「キャッチフレーズ等」という。）を、健幸づくりに関連する活動及び広報物において使用することができる。

2 キャッチフレーズ等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市が定める使用ガイドラインがある場合は、それに従うこと。

(2) キャッチフレーズ等の意図を損なわないよう、適切な形で使用すること。

(3) 営利目的又は公序良俗に反する目的での使用は行わないこと。

2 キャッチフレーズ等の使用に関して不明な点がある場合や、使用方法について確認が必要な場合は、市の担当課に事前に相談しなければならない。

(登録の抹消等)

第14条 市長は、推進パートナーが第4条に規定する登録資格を満たさないことが明らかになったときは、登録を抹消するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

(1) 推進パートナーから第8条の規定による辞退届の提出があった場合

(2) 推進パートナーから第11条第2項に定める取組実績及び取組予定等の報告がない場合

(3) 第12条又は前条の規定に違反する場合

(4) 推進パートナーとしての取組実績が2年間なく、かつ、継続の意思が確認できない場合

3 市長は、前2項の規定により登録を抹消し、又は取り消したときは、当該推進パートナーに対し、西条市健幸づくり推進パートナー登録（抹消・取消）通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

4 推進パートナーは、前項の規定による登録の抹消又は取消しの通知を受けたときは、速やかに市長に西条市健幸づくり推進パートナー登録証を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月24日から施行する。